

戦没者等のご遺族の皆さんへ

第十一回特別弔慰金の請求期限が近づいています

令和5年3月31日(金)までにご請求ください

特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。請求期限を過ぎると、第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

■支給対象となる方

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

■支給内容

国債名称 第十一回特別弔慰金国庫債券 い号
額面 25万円（5年償還）

■請求窓口

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課援護係 ☎011-231-4111（内線25-622）
住民サービス課住民サービスグループ ☎☎2411
健康福祉課福祉グループ ☎☎7071

問合せ

健康福祉課福祉グループ ☎☎7071

ごみは回収日当日に出しましょう

最近、アライグマやキタキツネなどの野生動物を市街地でも多く見かけます。

野生動物を近づかせないためにも、ごみステーションへのごみ出しは前日ではなく、回収日当日の8時30分までに出していただくようご協力をお願いします。

問合せ

税務住民課住民生活グループ ☎☎2940